

訴 状

2006年1月6日

大津地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士

元永佐緒里

弁 護 士

木村 靖

弁 護 士

坂梨勝彦

〒522-0244 滋賀県犬上郡甲良町大字在土463番地

原 告

西澤伸明

〒522-0263 滋賀県犬上郡甲良町大字法養寺358番地1

原 告

小川美鈴

〒522-0261 滋賀県犬上郡甲良町大字長寺87番地

原 告

北川仁志

〒522-0241 滋賀県犬上郡甲良町大字呉竹228番地1

原 告

中田要治

〒522-0244 滋賀県犬上郡甲良町大字在土463番地

原 告

西澤正子

〒522-0073 滋賀県彦根市旭町6番22号田中ビル2階

彦根共同法律事務所(送達場所)

TEL0749-23-1525

FAX0749-24-1605

上記原告訴訟代理人

弁 護 士

元永佐緒里

弁 護 士

木村 靖

弁 護 士

坂梨勝彦

〒522-0244 滋賀県犬上郡甲良町大字在土353番地1

被 告

甲良町長 山崎義勝

訴訟物の価格：1,600,000円 貼用印紙：13,000円

損害賠償請求行為請求事件

請求の趣旨

1、被告は、山本日出男に対し、甲良町に対し金5331万3057円及びこれに対する平成14年4月1日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払えとの請求をせよ。

2、訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請求の原因

第1、当事者

- 1、原告らは、甲良町の住民である。
- 2、被告は、平成17年11月10日から甲良町の執行機関である町長の職にある者である。
- 3、山本日出男は昭和60年11月10日から平成17年11月9日まで、5期にわたり甲良町長を務めた者である。

第2、

1、甲良町は、別紙物件目録1及び別紙物件目録2記載の各土地(以下「本件残地」と称する。)を所有している。

本件残地は、昭和51年頃から昭和59年頃の間において、甲良町が、同和対策事業としての小集落改善事業等の実施のため、住宅用地として分譲することを始め、地区改良事業に用いる目的で前主より購入しまたは買収して甲良町の所有となったものである。

2、上記事業は、地域の住環境を整備するために行われたものであり、国からの補助金の対象事業であり甲良町は補助金交付を受けて事業を遂行した。この事業は、不良住宅に居住する世帯又は住宅を所有していない世帯で住宅の所有を希望する世帯を特定した上で、当該世帯に良住宅を提供することを始め、地域の住環境を整備することを内容とし、その事業のために取得する土地は、住宅建設のための分譲地に用いる土地であるほかは緑地や公園、道路に用いられるもので、この事業で、これに不必要な過剰な土地を町が取得する余地はない。

この事業のために町が取得した土地は、事業の進行に従い、順次住宅地として町民に分譲されるか、事業計画に基づく緑地道路等となり、残地は原則として発生しない。

3、同和対策事業について

同和問題に対する諸施策は、昭和44年以来、「同和対策事業特別措置法」「地域改善対策特別措置法」「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関

する法律」(地対財特法)にて平成9年3月31日まで実施された。

平成9年3月に成立した地対財特法の一部改正法では、同和地区・同和関係者に対象を限定して実施する「特別対策」は平成9年3月31日までで終了するが、例外として既着手の物的事業等一部の事業のみを経過措置として残すこととされ、その経過措置の最終期限は平成14年3月31日とされた。こうして、地域改善対策の一般対策への円滑な移行の方針に沿い、同和特別対策の実行されるべき期間は平成14年3月31日をもって終了した。

第3、甲良町の山本日出男に対する損害賠償請求権とその行使を怠る事実

1、本件残地の問題性とその解消を図る必要性

上記第2、1項、2項記載のとおり、本件残地は本来発生すること自体問題であり、まして多量に本件残地が発生することは極めて異常なことであった。残地が発生してしまった上では、早急にその解消を図る必要があった。町にとって不要の土地を保有することは、その売却代金が町に入らず、土地取得費、造成費などを回収できない点で大きな損失であり、土地の保管管理の負担を追うこととなる点で町にとって望ましくなく、遊休地を発生させることは社会経済的損失である意味でも、甚だしく問題であった。

本件残地の存在は極めて問題が大きいこと、本件残地は同和特別対策の事業用地の残地であることから、甲良町はどんなに遅くとも、同和特別対策の最終終期である平成14年3月31日までに、本件残地の処分を終える義務を負っていたといえる。

2、別紙物件目録1記載の各土地について

別紙物件目録1記載の各土地について、私人が、なんら使用権原なく占有使用してきた。そのような事態が発生した場合には、甲良町長である山本日出男には、当該私人に土地明渡請求や賃料相当損害金の請求をし、あるいは当該私人に当該土地を適正な価格で買い取らせるよう交渉し実行することなど適切な措置を講じる義務があったところである。しかるに、山本日出男は、そのような措置をなんら講じることなく長年放置してきた。甲良町はどんなに遅くとも、同和特別対策の最終終期である平成14年3月31日までに不法占有状態を終わらせ、各土地の処分を終えていなければならなかったものである。不法占有の期間はいずれも概ね10年を超えており、その期間の長さ、残地の問題性と処分の必要性の大きさに鑑みると、上記のように不法占有を放置したことはこれは山本日出男が町長職にあるものとして果たすべき義務を甚だしく怠った任務懈怠行為にあたる。

別紙物件目録1記載の各土地についての処分は払下が適当であり、上記山本日出男の職務懈怠により、山本日出男が適正に町長の職務を果たしていれば得られた売却代金を町は得られず、町は売買代金相当額を下らない額の損害を負った。

各土地についての不法占有の態様と損害額は次のとおりである。

(1) 別紙物件目録1記載1の土地

不法占有の態様 畑として使用

- 売買代金相当額 金 2 2 6 万 4 9 9 0 円 (甲 1)
- (2) 別紙物件目録 1 記載 2 の土地
不法占有の態様 庭石置き場として使用
売買代金相当額 金 3 0 7 万 0 9 8 0 円 (甲 1)
- (3) 別紙物件目録 1 記載 3 の土地
不法占有の態様 車庫として使用
売買代金相当額 1 5 8 万 4 6 6 0 円 (甲 1)
- (4) 別紙物件目録 1 記載 4 の土地
不法占有の態様 住宅用地として使用 (居住)
売買代金相当額 金 1 0 8 8 万 1 1 0 0 円 (甲 1)
- (5) 別紙物件目録 1 記載 5 の土地
不法占有の態様 資材置き場として使用
売買代金相当額 金 2 0 7 万円 (甲 1)
- (6) 別紙物件目録 1 記載 6 の土地
不法占有の態様 住宅用地として使用 (居住)
売買代金相当額 金 3 4 6 万 9 1 0 0 円 (甲 1)
- (7) 別紙物件目録 1 記載 7 の土地
不法占有の態様 住宅用地として使用 (居住)
売買代金相当額 金 1 1 3 万 1 3 2 8 円 (甲 1)
- (8) 計 2 4 4 7 万 2 1 5 8 円

但し、山本日出男が町長職を辞した後の町の措置により、別紙物件目録 1 記載の各土地の代金として計金 8 8 9 万 8 8 5 0 円が町に入金されたことから、現存する損害額は金 1 5 5 7 万 3 3 0 8 円である。

3、別紙物件目録 2 記載の各土地について

(1) 上記 1 のように、町長であった山本日出男には、遅くとも平成 1 4 年 3 月 3 1 日までに、別紙物件目録 2 記載の土地を含む本件残地を処分する義務があった。

しかるに、町長であった山本日出男は、本件残地を分譲して売却することも、なんらかの公共用地とすることもなく放置し、私人がなんら使用権原なく占有使用しても土地明け渡し請求を行うこともなく放置を続けてきた。

上記 1 と同様、同和特別対策の最終終期である平成 1 4 年 3 月 3 1 日までに山本日出男が別紙物件目録 2 記載の各土地の処分を終えなかったことは、町長として果たすべき義務を甚だしく怠った任務懈怠行為であって、山本日出男は町に対し、それにより町が被った損害を賠償する義務を追う。

(2) 損害

これら土地の相当の部分は、払下を行い、町において無駄な遊休地を保有する状態を終わらせ、売買代金を取得するとともに固定資産税を徴収できるものとする必要があった土地である。

山本日出男が、本件残地の処分を適切に行っていれば、払下で得られたであろう売買代金相当額は、山本日出男の職務懈怠による町の損害といえる。

上記売買代金相当額は金5560万2780円である。

(算式 監査結果を記載する書面(甲1)9ページ

ウ、エ、オ項は、払下とする結論が妥当であるとされた土地について触れる部分である。

ウ記載の土地代金計2122万9500円

エオ記載の土地面積の計4296.66平方メートル(2083.30㎡+2213.36㎡)×8000円=3437万3280円(払下の価格は1平方メートルあたり8000円を下らないものと見られる(同書面10ページ)。)

計 金5560万2780円

但し、山本日出男が町長職を辞した後の町の措置により、別紙物件目録2記載土地の代金として計金1786万3031円が町に入金されたことから、現存する損害額は金3773万9749円である。

4、甲良町は山本日出男に対し、上記2,3の損害の計5331万3057円とこれに対する職務違反行為の後である平成14年4月1日からの遅延損害金についての損害賠償請求権を有するのに被告はその行使を怠っている。

第3、監査請求(甲1)

原告らは、平成17年10月17日、甲良町監査委員に対し、住民監査請求をし、監査委員は、平成17年12月8日付けで、公金の賦課、徴収及び管理を怠る事実の存在を認め、怠る事実については是正と必要な措置を講ずることを勧告した。

しかし被告はなんらの措置を講じない。

よって、原告等は地方自治法第242条の2第1項4号の規定に基づき、甲良町の執行機関たる被告に対し、請求の趣旨1記載の請求をすることを求めて本訴に及ぶ。

添付書類

委任状	各1通
甲号証 写し	1通

別紙物件目録 1

所在	地番	地目	地積 (m ²)	備考
滋賀県犬上郡甲良町大字小川原字東川原	818番3	宅地	323.57	
滋賀県犬上郡甲良町大字小川原字一落	725番5	宅地	225.25	
滋賀県犬上郡甲良町大字小川原字一落	759番1	宅地	144.06	
滋賀県犬上郡甲良町大字小川原字一落	718番1	宅地	1129.74	
滋賀県犬上郡甲良町大字吳竹字大町	132番4	田	413	現況宅地
滋賀県犬上郡甲良町大字吳竹字下大町	193番	宅地	386.91	
滋賀県犬上郡甲良町大字長寺字岩石埜	1105番8	宅地	128.56	

別紙物件目録 2

	所在	地番	地目	地積 (m ²)
1	滋賀県犬上郡甲良町大字小川原字東川原	814番11	宅地	303.00
2	滋賀県犬上郡甲良町大字小川原字東川原	800番45	宅地	229.50
3	滋賀県犬上郡甲良町大字小川原字東川原	797番7	宅地	142.46
4	滋賀県犬上郡甲良町大字小川原字早苅	766番15	宅地	502.49
5	滋賀県犬上郡甲良町大字小川原字東川原	887番2	宅地	63.43
6	滋賀県犬上郡甲良町大字小川原字一落	748番3	宅地	63.92
7	滋賀県犬上郡甲良町大字小川原字一落	747番5	宅地	121.12
8	滋賀県犬上郡甲良町大字小川原字一落	747番1	宅地	330.00
9	滋賀県犬上郡甲良町大字小川原字一落	747番2	宅地	250.00
10	滋賀県犬上郡甲良町大字小川原字一落	750番1	宅地	660.00
11	滋賀県犬上郡甲良町大字吳竹字横田	240番9	宅地	89.11
12	滋賀県犬上郡甲良町大字吳竹字川原内	112番1他	宅地	550.00
13	滋賀県犬上郡甲良町大字吳竹字川原内	116番11他	宅地	569.37
14	滋賀県犬上郡甲良町大字吳竹字三水	118番20	宅地	113.90
15	滋賀県犬上郡甲良町大字吳竹字三水	118番12	宅地	113.66

16	滋賀県犬上郡甲良町大字呉竹字三水	142 番 1	宅地	930.00	
17	滋賀県犬上郡甲良町大字呉竹字川原内	114 番 6	宅地	84.25	
18	滋賀県犬上郡甲良町大字呉竹字三水	140 番 5	宅地	184.18	
19	滋賀県犬上郡甲良町大字呉竹字下大町	188 番 4 他	宅地	635.55	
20	滋賀県犬上郡甲良町大字呉竹字下大町	193 番 5	宅地	318.12	
21	滋賀県犬上郡甲良町大字呉竹字横田	300 番 4	宅地	144.58	
22	滋賀県犬上郡甲良町大字呉竹字三水	162 番 5	宅地	185.58	
23	滋賀県犬上郡甲良町大字呉竹字三水	162 番 3	宅地	412.25	の内 114.42 m ²
24	滋賀県犬上郡甲良町大字尼子字岸ヶ口	683 番 2	宅地	184.85	
25	滋賀県犬上郡甲良町大字呉竹字地蔵	22 番 4	宅地	195.04	
26	滋賀県犬上郡甲良町大字呉竹字地蔵	23 番 1 他	宅地	1331.48	
27	滋賀県犬上郡甲良町大字呉竹字岩井塚	78 番 1	田	681	
28	滋賀県犬上郡甲良町大字小川原字道方	917 番 2	畑	277	
29	滋賀県彦根市高宮町東川原	3138 番 2	畑	290	
30	滋賀県彦根市葛籠町一の松	1003 番	田	575	
31	滋賀県犬上郡甲良町大字法養寺字中保田ヶ上	282 番 6	宅地	200.00	
32	滋賀県犬上郡甲良町大字法養寺字上保田ヶ上	380 番 5	宅地	63.00	
33	滋賀県犬上郡甲良町大字法養寺字上保田ヶ上	396 番 2	宅地	37.45	
34	滋賀県犬上郡甲良町大字法養寺字上保田ヶ上	398 番	宅地	56.19	
35	滋賀県犬上郡甲良町大字法養寺字上保田ヶ上	414 番 他	宅地	950.00	
36	滋賀県犬上郡甲良町大字長寺字中野前	372 番 2	宅地	57.51	
37	滋賀県犬上郡甲良町大字長寺字中野西	378 番 2 他	宅地	437.03	
38	滋賀県犬上郡甲良町大字長寺字五反地	516 番 1 他	宅地	500.00	
39	滋賀県犬上郡甲良町大字長寺字中野	532 番 8	宅地	20.00	
40	滋賀県犬上郡甲良町大字長寺字中野	539 番	宅地	49.58	
41	滋賀県犬上郡甲良町大字長寺字岩石埜	1105 番 9	宅地	153.00	
42	滋賀県犬上郡甲良町大字長寺字岩石埜	1126 番 2	宅地	159.73	
43	滋賀県犬上郡甲良町大字長寺字岩石埜	1161 番	宅地	238.01	
44	滋賀県犬上郡甲良町大字長寺字九条野	1285 番 1 他	宅地	148.00	